

平成29年度水産基盤整備事業概算要求について

【ポイント】

- 水産基盤整備事業の概算要求額は840億円（対前年比120.0%）
- 消費・輸出の拡大を図るため、流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策や漁港機能の集約化・有効活用の推進に重点的に配分。
- 流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁港機能の集約化・有効活用について、事業内容の拡充及び事業の創設。

1 概算要求額

水産基盤整備事業（公共）

○概算要求額： **83,982百万円（対前年比120.0%）**

※うち、「新しい日本のための優先課題推進枠」としての要望額20,993百万円を含む。

※ほか、農山漁村地域整備交付金(水産関係分)12,045百万円がある。

このほか、被災地復興対策（復興庁計上分）があり、東日本大震災復興特別会計において対応。

2 主な内容

① 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

国産水産物の輸出促進及び国内市場における競争力強化を図るため、特に流通・輸出拠点漁港における高度衛生管理対策や流通の効率化を推進。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進。

② 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用

地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策等を推進。

また、漁港施設の戦略的な長寿命化対策、拠点漁港へ陸揚・集出荷等の漁港機能の集約化や既存ストックの有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制等を図る。

3 新規・拡充事項

○水産物流通機能高度化対策事業の拡充

42, 478百万円の内数

国内水産物の消費・輸出拡大に向け、流通・輸出拠点漁港における一貫した衛生管理体制の強化を図るため、これまでの岸壁や荷さばき所に加え、荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」の整備もあわせて推進。

○広域フロンティア漁場整備事業の創設

15, 785百万円の内数

フロンティア漁場整備の保護・増殖効果を高め、沖合資源の更なる増大を図るため、国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、フロンティア漁場整備と都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進する事業を創設。

○水産資源を育む水産環境保全・創造事業の拡充

38, 472百万円の内数

複数都道府県にまたがる広域的な海域において、効率的かつ効果的な漁場整備のため、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が連携し漁場整備等を推進する体制を整備。

○ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業の拡充

23, 376百万円の内数

漁港ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化を図る一方、既存施設の有効活用等を一層促進し、施設の維持・更新費の増大の抑制を図るため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の水域における増殖場や蓄養水面としての有効活用を支援。

平成29年度予算の考え方

【平成29年度概算要求額：83,982(69,985)百万円】

水産日本の復活のため、以下の対策について重点的に推進。

- (1) 輸出促進に重点をおいた流通・輸出拠点漁港の品質・衛生管理対策
- (2) 海域全体の生産力の底上げを旨とした水産資源の回復対策
- (3) 国土強靱化に資するための漁業地域の防災・減災対策
- (4) 漁港施設の長寿命化対策や施設の有効活用等による漁港ストック効果の最大化

流通・輸出拠点漁港の衛生管理対策

【課題と対応】

- ・水産物の輸出促進による需要拡大
- ・国産水産物の消費の低迷
- ・流通・輸出拠点漁港における水産物の品質・衛生管理対策の推進
- ・陸揚・集出荷機能の集約化による水産物流通の効率化

鳥獣対策を施した
屋根付きの陸揚岸壁



密閉型構造の
荷さばき所



水産資源の回復対策

【課題と対応】

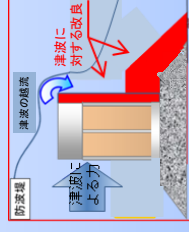
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境の変化
- ・水産資源の低迷
- ・海域全体の生産力の底上げを旨とした水産環境整備の推進
- ・フロンティア漁場整備等のさらなる展開



漁業地域の防災・減災対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等の切迫した大規模地震・津波による甚大な被害、地域産業への影響
- ・機能診断に基づき漁港施設の耐震化や粘り強い構造をもつ防波堤など地震・津波対策

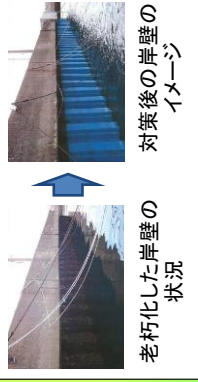


漁港ストック効果の最大化

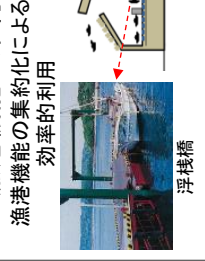
【課題と対応】

- ・人口減少社会の到来や水産資源の低迷等により港勢の動向が変化
- ・多くの施設が耐用年数を迎え、維持管理・更新費の増大が懸念
- ・コストの縮減・平準化を図りつつ、漁港施設の戦略的な長寿命化対策を推進
- ・あわせて、ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化や施設の有効活用等を一層推進し、施設の維持管理・更新費の増大を抑制

<漁港施設の長寿命化対策>



<漁港機能の集約化・施設の有効活用>



平成29年度水産基盤整備事業概算要求の概要

(金額単位：百万円)

事 項	H28' 当初予算	H29' 概算要求			対前年比
		一般会計			
		要求額	要望額※1	合計	
水産基盤整備事業	69,985	62,989	20,993	83,982	1.20
直轄特定漁港漁場整備事業	17,090	15,157	4,634	19,791	1.16
うちフロンティア漁場整備事業	2,700	2,208	1,032	3,240	1.20
うち直轄漁港整備事業	14,390	12,949	3,602	16,551	1.15
水産物供給基盤整備	29,039	26,619	10,329	36,948	1.27
水産流通基盤整備事業	10,480	9,537	4,035	13,572	1.30
水産基盤ストックマネジメント事業	12,494	11,472	4,276	15,748	1.26
漁港施設機能強化事業	6,065	5,610	2,018	7,628	1.26
水産資源環境整備	21,338	18,870	6,030	24,900	1.17
水産環境整備事業	10,743	9,264	3,281	12,545	1.17
水産生産基盤整備事業	10,595	9,606	2,749	12,355	1.17
水産基盤整備調査（直轄・補助）	515	515	-	515	1.00
作業船整備費	18	18	-	18	1.00
後進地域補助率差額	1,985	1,810	-	1,810	0.91

※1 要望額とは、「新しい日本のための優先課題推進枠」としての要求額である。

※2 計数は、四捨五入によっているので、端数においては合計とは一致しない場合がある。

水産物流通機能高度化対策事業（拡充）

1 趣 旨

これまで、国産水産物の競争力の強化や輸出促進に向け、流通・輸出拠点漁港において、水産物の生産から陸揚げ、流通・加工に至るまで一貫した品質・衛生管理対策を推進してきたところ。

今後、さらなる輸出拡大に向け、より効率的かつ効果的な衛生管理体制の強化を図るためには、これまで支援対象としてきた屋根付き岸壁や密閉型荷さばき所等に加え、荷さばき所への氷の供給やセリ後の保管場所等に対する一体的な対応が求められている。

これらを踏まえ、流通・輸出拠点漁港における水産物の集荷・保管・出荷に必要な荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」、「冷凍・冷蔵施設」について支援するものである。

2. 事業内容

流通・輸出拠点漁港における支援対象施設として、これまでの

- ・ 鳥獣等進入防止施設（岸壁の屋根）
- ・ 清浄海水の取水、導水施設
- ・ 荷さばき所、等

に加え、荷さばき所と一体的に機能する「製氷施設」、「冷凍・冷蔵施設」を追加する。

3 採択要件

「流通・輸出拠点漁港[※]」のうち、

- ・ 「屋根付き岸壁」については、水産物の取扱量5千トン以上又は栽培・養殖魚種の取扱量1千トン以上の漁港等
- ・ 「荷さばき所」、「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」については、水産物の取扱量8千トン以上又は栽培・養殖魚種の取扱量1千トン以上の漁港等（今般追加する「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」は、荷さばき所と同様の採択要件（取扱量8千トン以上又は栽培・養殖魚種1千トン以上等）を満たす漁港であり、かつ必要な衛生管理基準を満たしうる施設に限る。）

※ 水産物の取扱量5千トン以上又は栽培・養殖魚種1千トン以上の漁港

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成20年度～

6 補助率

1／2等（既存事業の補助率）

（「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」については1／2、但し、特定第3種漁港においては、2／3）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

水産物流通機能高度化対策事業（拡充） ～ 「流通・輸出拠点漁港」の品質・衛生管理対策 ～

- 国内水産物の消費・輸出拡大に向け、流通・輸出拠点漁港における一貫した衛生管理体制の強化を図るため、荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」の整備を推進。

<現状と課題>

- ・国内水産物の消費・輸出の拡大など競争力強化に向け、これまで、流通・輸出拠点漁港において、品質・衛生管理の高度化を図るため、鳥獣進入防止のための屋根付き岸壁、室内温度の適正管理が可能な荷さばき所等の整備を推進してきたところ。

- ・今後、さらなる輸出拡大に向け、より効果的かつ効果的な衛生管理の強化を図るためには、荷さばき所への水の供給やセリ後の保管場所等に対する一体的な対応が求められているところ。



<今後の対応>

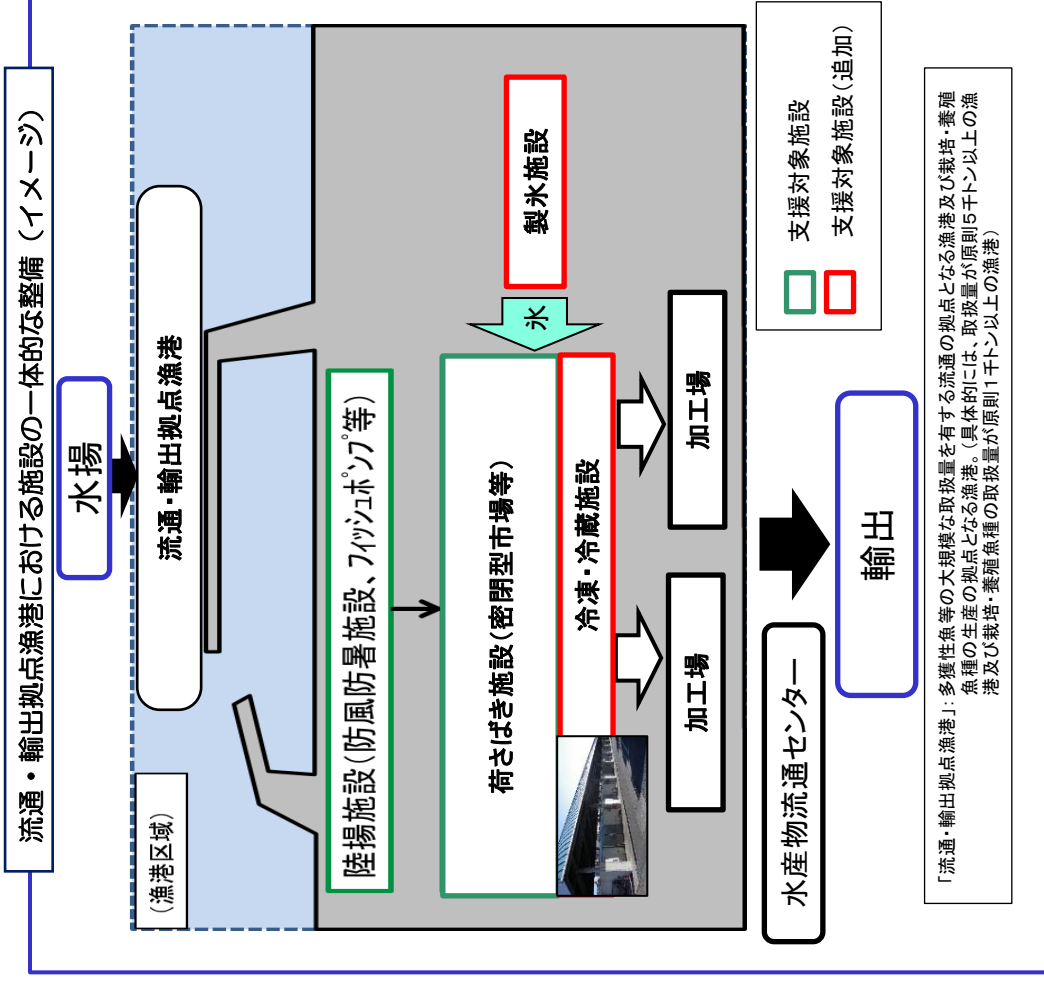
- ・流通・輸出拠点漁港における水産物の集荷・保管・出荷に必要な荷さばき所と機能上一体不可分な「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」について、支援が必要。

<事業の内容>

- 流通・輸出拠点漁港において、従来の対象施設である荷さばき所と一体的に機能する「製氷施設」、「冷凍・冷蔵施設」を対象に追加。

※「製氷施設」や「冷凍・冷蔵施設」については、荷さばき所と同様の採択要件（取扱量8千トン以上又は栽培・養殖魚種1千トン以上等）を満たす漁港であり、かつ必要な衛生管理基準を満たしている施設に限る。

- 事業主体：国、地方公共団体、水産業協同組合
- 国費率：1/2等（特定第3種漁港における「荷さばき所」、「製氷施設」及び「冷凍・冷蔵施設」については2/3）



広域フロンティア漁場整備事業（新規）

1 趣 旨

我が国の沖合漁業生産量はピーク時の1/3まで減少し、水産資源の動向は約半数が低位水準かつ8割以上が中位低位水準という厳しい状況が続いている。

このような中、排他的経済水域周辺海域は、複数県の漁船の操業が輻輳し漁業調整が難しく、沿岸海域での整備に比べ水深も深く大規模で整備コストもかかるため、排他的経済水域に隣接する領海内では都道府県による整備が進められていない。このため、フロンティア漁場整備による排他的経済水域での対応のみでは、沖合の資源増大の効果の発揮が限定的となっている。

これらのことから、フロンティア漁場整備の保護・増殖効果を高め、沖合資源のさらなる増大を図るため、国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、フロンティア漁場整備と都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進する。

2 事業内容

国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、

- ① 国は整備により更なる増殖が期待される魚種※の「沖合漁場整備計画（広域フロンティア漁場整備計画）」を策定。
- ② 同計画に基づき、関係都道府県等は、領海内で対象魚種に係る保護措置を講じるとともに、フロンティア漁場整備と一体的な漁場整備を実施（補助率2/3）。
- ③ 国及び関係都道府県等によるモニタリング結果を踏まえ、PDCAサイクルにより計画を見直し。

※国のフロンティア漁場整備における対象魚種と同一の魚種。

3 採択要件

沖合の水産資源増大を図るため、以下の①②を一体的に実施するもの

- ① 国が実施するフロンティア整備事業
- ② フロンティア漁場整備事業と一体的に地方公共団体等が行うものであり、かつ、保護措置が講じられる漁場整備事業

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成29年度～

6 補助率

2/3（地方公共団体等）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産環境整備事業

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

広域フロンティア漁場整備事業（新規）

～ フロンティア漁場整備事業と連携した沖合漁場整備の推進 ～

○ フロンティア漁場整備の保護・増殖効果を高め、沖合資源の更なる増大を図るため、国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、フロンティア漁場整備と都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進。

<現状と課題>

- 我が国の沖合漁業生産量はピーク時の1/3まで減少し、水産資源の動向は約半数が低位水準、8割以上が中位低位水準で厳しい状況。
 - 排他的経済水域に隣接する領海内では、
 - ・ 複数県の漁船の操業が輻輳し漁業調整が難しく、
 - ・ 沿岸海域での整備に比べ水深も深く大規模で整備コストもかかるため、
- 都道府県等による整備が進められておらず、フロンティア漁場整備による対応のみでは、資源増大の効果の発揮が限定的。

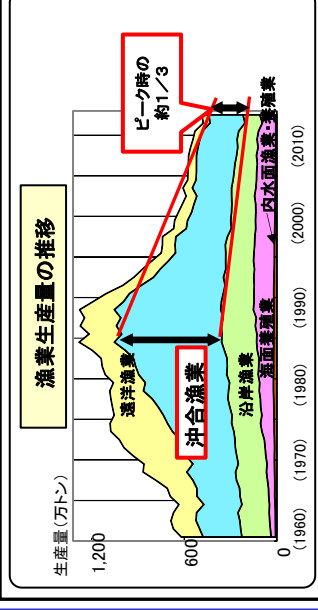
<今後の対応>

○ フロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）の隣接海域（領海）において、国のフロンティア漁場整備と連携し、都道府県等が実施する漁場整備を一体的に推進することにより、沖合資源の更なる増大を図る。

<事業の内容>

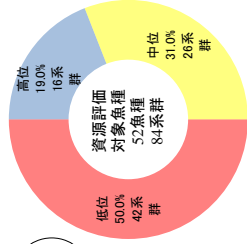
- 国がフロンティア漁場整備を実施する海域（排他的経済水域）及びその隣接海域（領海）において、
 - ① 国は整備により更なる増殖が期待される魚種※の「沖合漁場整備計画（広域フロンティア漁場整備計画）」を策定。
 - ② 同計画に基づき、関係都道府県等は、領海内で対象魚種に係る保護措置を講じるとともに、フロンティア漁場整備と一体的な漁場整備を実施（補助率2/3）。
 - ③ 国及び関係都道府県等によるモニタリング結果を踏まえ、PDCAサイクルにより計画を見直し。

※国のフロンティア漁場整備における対象魚種と同一の魚種。



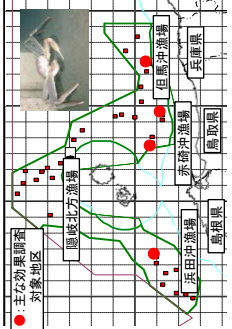
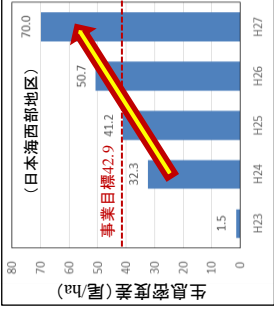
資源水準の状況 (平成27年度)

水産資源の動向は、約半数が低位水準、8割以上が中位低位水準。

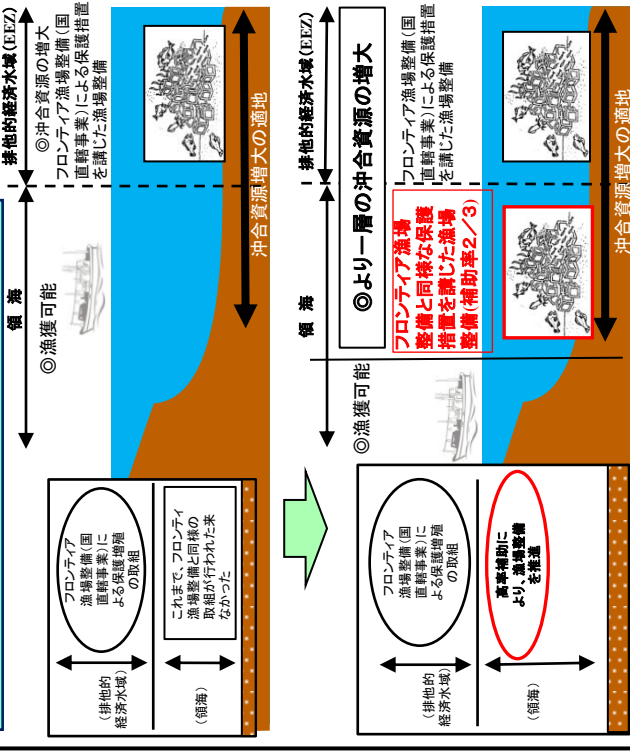


【フロンティア漁場整備の効果の例】

日本海西部地区において、ズワイガニ、アカガレイの保護育成礁を整備。保護育成礁と一船海域との生息密度差は事業目標を上回る効果が得られている。



広域フロンティア漁場整備事業のイメージ



水産資源を育む水産環境保全・創造事業（拡充）

1 趣 旨

昨今、海水温上昇等による広域的かつ大規模な磯焼けの発生や有機物の過剰な負荷による底質悪化など、水産生物の生息環境が大きく変化している。

一方、複数都道府県にまたがる広域的な海域において、地方公共団体が主体となった調査では、水産環境の変化や広範囲に移動する魚種の生態について広域的かつ的確に把握することが難しく、十分な科学的知見に基づく対策の立案・計画策定や実施が困難である。

このため、複数都道府県にまたがる海域において、国が主体となって調査、実証試験を実施し、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が漁場整備等を実施する体制を整備する。

2 事業内容

これまで、海域における水産資源の増大や豊かな生態系の維持回復を図るため、水産生物の生活史に対応した環境整備を推進してきたところであるが、特に複数都道府県にまたがる広域的な海域において、効率的かつ効果的な漁場整備のため、以下の①～④のように、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」の策定に基づき、地方公共団体等が連携し漁場整備等を推進するもの。

- ① 複数都道府県にまたがる広域的な海域において、国が先導的に調査・実証試験、社会実験等を実施。その結果を踏まえ、整備手法を確立。
- ② 上記①を踏まえ、広域的な海域における漁場整備について、国が主体となって「水産環境整備マスタープラン」を策定。
- ③ 効率的かつ効果的な整備を図るため、上記②の「水産環境整備マスタープラン」に基づき、地方公共団体等が種苗放流、資源管理等と連携し、漁場整備を実施
- ④ 事業主体によるモニタリング結果を踏まえ、国が必要なフォローアップ調査の実施及びPDCAサイクルによる計画の見直し

3 採択要件

既存事業の採択要件

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成28年度～

6 補助率

1／2等（既存事業の補助率）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

水産資源を育む水産環境保全・創造事業（拡充） ～効率的な水産環境整備マスタープランの推進～

○ 複数都道府県にまたがる広域的な海域において、効果的かつ効果的な漁場整備のため、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が連携し漁場整備等を推進する体制を整備。

＜現状と課題＞

- ・ 昨今、海水温上昇等による広域的かつ大規模な磯焼けの発生や有機物の過剰な負荷による底質悪化など、水産生物の生息環境が大きく変化。
- ・ 一方、複数都道府県にまたがる広域的な海域において、地方公共団体が主体となった調査では、水産環境の変化や広範囲に移動する魚種の生態について広域的かつ的確に把握することが難しく、十分な科学的知見に基づく対策の立案・計画策定や実施が困難。



＜今後の対応＞

- ・ 複数都道府県にまたがる海域において、国が主体となって調査・実証試験、「水産環境整備マスタープラン」を策定するとともに、当該マスタープランに基づき、地方公共団体等が漁場整備等を実施する体制を整備。

＜事業の内容＞

- ① 複数都道府県にまたがる広域的な海域において、国が主体となって調査・実証試験、社会実験等を実施。その結果を踏まえ、整備手法を確立。
- ② 上記①を踏まえ、広域的な海域における漁場整備について、国が主体となって「水産環境整備マスタープラン」を策定。
- ③ 効果的かつ効果的な整備を図るため、上記②の「水産環境整備マスタープラン」に基づき、地方公共団体等が種苗放流、資源管理等と連携し、漁場整備を実施。
- ④ 事業主体によるモニタリング結果を踏まえ、国が必要なフォローアップ調査の実施及びPDCAサイクルによる計画の見直し。

国が調査・実証試験を実施し、地方公共団体等が対策を実施

伊勢湾・三河湾（アサリ）

現状及び課題

アサリの漁獲量

ピーク時の約6割に減少

- ・ 地方公共団体の調査ではアサリ浮遊幼生の広域的な動態把握が困難
- ・ 広域的な干潟造成材の供給体制が未確立

対策の実施【イメージ】

国 アサリ資源の動態調査 関係機関による砂の供給体制の整備

アサリの幼生が広域的に浮遊

覆砂（干潟造成）

地方公共団体 生活史に対応した水産環境整備を実施

伊予灘の例（カレイ類）

現状及び課題

カレイ類の漁獲量

ピーク時の約2割に減少

- ・ 地方公共団体の調査ではカレイ類の広域的な動態把握が困難
- ・ カレイ類の生活史全体の広域的な動態を踏まえた藻場造成の検討が困難

対策の実施【イメージ】

国 カレイ類資源の動態調査等

カレイ類の生活史の範囲が広範

藻場の造成

地方公共団体 生活史に対応した水産環境整備を実施

ストック効果の最大化に向けた 漁港の機能分担・有効活用推進事業（拡充）

1 趣 旨

人口減少社会の到来や港勢の動向が変化する中、施設の維持管理・更新費の増大が懸念されている。

また、陸揚・集出荷機能等の漁港機能の集約化を図る一方、漁港の静穏水域等のさらなる活用など、既存ストックの有効活用の加速化が求められている。

このため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の静穏水域の増養殖場や蓄養水面としての活用及び用地の活用等を図るための支援策を強化する。

※ さらなる既存ストックの有効活用を図るため、事業名を従来の「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」から「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」に改名。

2 事業内容

漁港水域や用地の活用など漁港施設の有効活用を一層推進するため、水産物供給基盤機能保全事業（ストマネ事業）においてこれまでの漁港施設の補修、改良、除却に加え、

① 水域における増殖礁等の設置や蓄養水面の整備、

② 用地舗装など漁港施設用地の整備、

等の支援を追加。

また、あわせて施設の有効活用をより効果的に推進するために必要な調査計画等について支援。

※②の用地舗装など漁港施設用地は、①の水域の有効活用（増養殖場等）に関連するものに限る。

3 採択要件

既存事業の採択要件

4 事業実施主体

国、地方公共団体等

5 事業実施期間

平成28年度～

6 補助率

1 / 2 等（既存事業の補助率）

（ストマネ事業における漁場整備について 1 / 2 等）

7 対象事業

特定漁港漁場整備事業、水産流通基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産環境整備事業、水産生産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

（水産庁漁港漁場整備部計画課）

ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業（拡充）

○ 漁港ストックの適正化やストック効果の最大化に向け、漁港機能の集約化を図る一方、既存施設の有効活用等を一層促進し、施設の維持・更新費の増大の抑制を図る。

＜現状と課題＞

- ・人口減少社会の到来や港勢の動向が変化する中、施設の維持管理・更新費の増大が懸念。
- ・平成28年度に「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」を創設し、既存ストックの再活用について、先導的に取り組む地区の支援を開始。

・このような中、より効率的かつ効果的な既存ストックの有効活用の加速化が求められているところ。

＜今後の対応＞

- ・さらなる既存ストックの有効活用を図るため、漁港の機能分担の見直し等により空いた漁港の静穏水域の増殖殖場や蓄養水面としての活用及び用地の活用の加速化を図るための支援策を強化。

※さらなる既存ストックの有効活用を図るため、事業名を従来「インフラの集約・縮減に向けた漁港機能集約化・再活用推進事業」から「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」に改名。

＜事業の内容＞

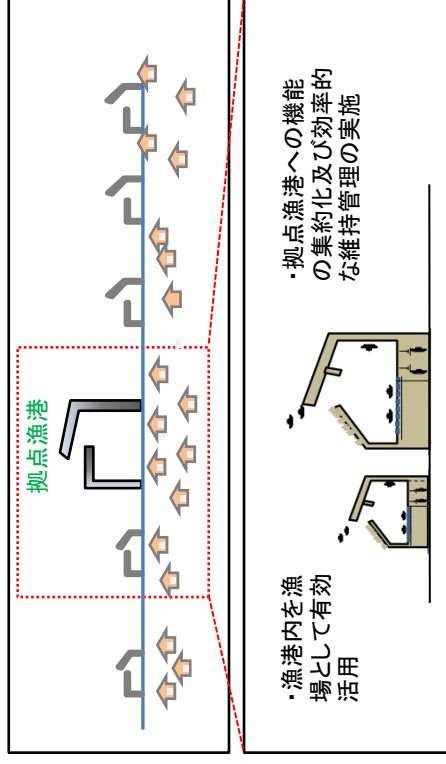
漁港水域や用地の活用など漁港施設の有効活用を一層推進するため、水産物供給基盤機能保全事業（ストマネ事業）においてこれまでの漁港施設の補修、改良、除却に加え、

- ①水域における増殖礁等の設置や蓄養水面の整備、
 - ②用地舗装など漁港施設用地の整備、
- 等の支援を追加。

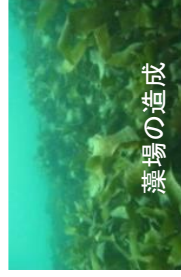
また、あわせて施設の有効活用をより効果的に推進するために必要な調査計画等について支援。

※②の用地舗装など漁港施設用地は、①の水域の有効活用（増殖殖場等）に関連するものに限る。

漁場施設による既存ストックの有効活用イメージ



漁港の静穏水域を有効活用した増殖礁の設置、漁港用地（蓄養水面、用地舗装）の補修改良



水域に余裕のある漁場において、増殖殖機能の増進を図るため、港内を活用した藻場などの増殖場等の整備を促進。



生産や付加価値の向上のため、活魚の蓄養水面の整備を促進。



水域の有効活用に合わせ、蓄養生け簀や漁網の補修等の陸上作業等に必要ないり用地舗装の整備。



ICTの導入：
より一層効果を増大させるための附帯施設（海域環境調査システム等の情報関連施設）の整備

【参考：東日本大震災復旧・復興関係】

東日本大震災復興特別会計において、復興庁が下記の事業を要求

水産基盤整備事業（公共）

【5, 803（14, 210）百万円】

（復旧・復興対策（復興庁計上））

対策のポイント

被災した拠点漁港等の流通・防災機能の強化や地盤沈下対策等を行います。

<背景／課題>

- ・東日本大震災後の被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現するべく、平成28年度からの「復興・創生期間」において、引き続き、**水産業の復興の取り組みを強化**する必要があります。
- ・このため、災害復旧事業等と一体となって、**被災した拠点漁港の流通・防災機能の強化と漁港の地盤沈下対策、漁場の生産力回復のための整備を一層推進**していきます。

政策目標

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧・復興

<主な内容>

拠点漁港等復興対策の推進（被災地対策）

5, 803（14, 210）百万円

拠点漁港における**流通・防災機能強化**、水産加工場等漁港施設用地の嵩上げ・排水対策などの**漁港の沈下対策**を実施するとともに、**漁場の生産力回復のための整備**を行います。

水産流通基盤整備事業	1, 250（6, 896）百万円
漁港施設機能強化事業	3, 382（5, 252）百万円
水産環境整備事業	432（1, 363）百万円
水産生産基盤整備事業	453（420）百万円
	補助率：1/2等
	事業実施主体：地方公共団体

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491（直））]

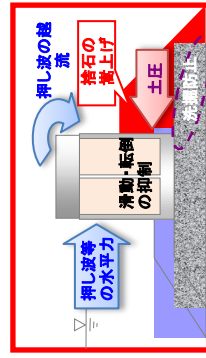
水産基盤整備事業復旧・復興対策（被災地）

平成29年度概算要求額：5,803(14,210)百万円【復興庁計上】

漁港

- 事業内容
 - ・ 地盤沈下に対応した水産加工場用地の嵩上げ、排水対策
 - ・ 地震・津波に対応した防波堤・岸壁等の整備
 - ・ 被災地における流通・加工機能の強化のための荷捌き所の整備
- 補助率：1/2等
- 実施主体：地方公共団体

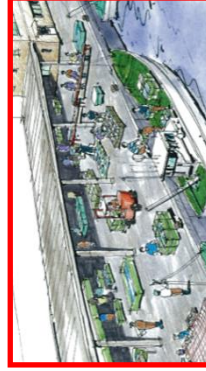
防波堤の改良



地盤沈下対策



荷捌所の整備



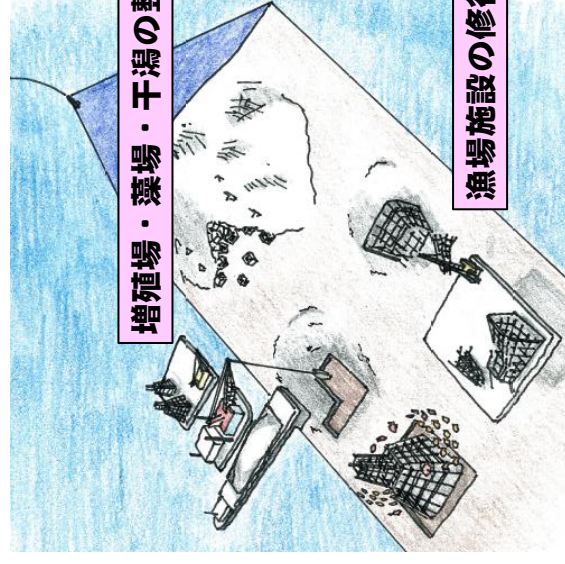
復旧・復興方針

- 全国的拠点漁港
 - ・ 流通・加工機能の強化、防災機能の強化等復興施策を推進。

- 地域の拠点漁港
 - ・ 市場施設や増養殖関連施設等の集約・強化等復興施策を推進。

漁場

- 被災地における増殖場、藻場・干潟の整備等の広域的な整備
- 国費率：1/2
- 実施主体：地方公共団体



復旧・復興方針

- 漁場施設等の整備
 - ・ 水産資源の回復を図りつつ、漁場の生産力の増進を図るため、増殖場、藻場・干潟の整備等を推進。